

論点第 2 の 2 (1) 関連

※第 1 回会議資料 3 から抜粋

【論点】

- 第 2 人権侵害の防止その他外国人にとっても我が国にとってもプラスとなる仕組みとするための方策について
 - 2 管理監督や支援体制の在り方
 - (1) 監理団体や登録支援機関の在り方（存続の可否を含む）

- 監理事業を行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならないこととされており、当該許可に当たっては、許可基準が設けられ、当該許可基準に適合しなければ許可を受けることはできない。（法第23条及び第25条）

監理団体の主な許可基準

- ① **営利を目的としない法人であること（※）**
商工会議所・商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人等
- ② **監理団体の業務の実施の基準（下記Ⅰ～Ⅳが代表例）に従って事業を適正に行うに足る能力を有すること（※）**
 - Ⅰ 実習実施者に対する定期監査（頻度は3か月に1回以上、監査は以下の方法によることが必要）
 - ア 技能実習の実施状況の現地確認
 - イ 技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること
 - ウ 在籍技能実習生の4分の1以上との面談
 - エ 実習実施者の事業所における設備の確認及び帳簿書類等の閲覧
 - オ 技能実習生の宿泊施設等の生活環境の確認
 - Ⅱ 第1号の技能実習生に対する入国後講習の実施（適切な者に対しては委託可能であることを明確化）
 - Ⅲ 技能実習計画の作成指導
 - ・ 指導に当たり、技能実習を実施する事業所及び技能実習生の宿泊施設を確認
 - ・ 適切かつ効果的に技能実習生に技能等を修得させる観点からの指導は、技能等に一定の経験等を有する者が担当。
 - Ⅳ 技能実習生からの相談対応（技能実習生からの相談に適切に応じ、助言・指導その他の必要な措置を実施）
- ③ **監理事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有すること**
- ④ **個人情報 の適正な管理のため必要な措置を講じていること**
- ⑤ **外部役員又は外部監査の措置を実施していること**
- ⑥ **基準を満たす外国の送出国と、技能実習生の取次ぎに係る契約を締結していること**
- ⑦ **優良要件への適合〈第3号技能実習の実習監理を行う場合〉**
- ⑧ **①～⑦のほか、監理事業を適正に遂行する能力を保持していること**

下記を満たさない場合は、監理事業を適正に遂行する能力があるとは判断されない。

- ・ 監理費は、適正な種類及び額の監理費をあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収（法第28条）
- ・ 自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせてはならないこと（法第38条）
- ・ 適切な監理責任者が事業所ごとに選任されていること（法第40条）

※ 監理責任者は事業所に所属し、監理責任者の業務を適正に遂行する能力を有する常勤の者でなければならない。
また、過去3年以内に監理責任者に対する講習を修了した者でなければならない。

（※）①②に関しては、事業所管大臣が告示で要件を定めた場合には、その事業に該当する職種の監理団体は、当該要件を満たすことが必要となる。

- 実習実施者について、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第9条第10号）
- 監理団体については、技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第25条第1項第7号）

いずれも得点が満点の6割以上であれば、優良な実習実施者・監理団体の基準に適合することとなる。

優良な実習実施者の要件

(満点 150点)

- ① 技能等の修得等に係る実績（70点）
 - ・過去3技能実習事業年度の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率 等
- ② 技能実習を行わせる体制（10点）
 - ・直近過去3年以内の技能実習指導員、生活指導員の講習受講歴
- ③ 技能実習生の待遇（10点）
 - ・第1号技能実習生の賃金と最低賃金の比較
 - ・技能実習の各段階の賃金の昇給率
 - ・技能実習生の住環境の向上に向けた取組
- ④ 法令違反・問題の発生状況(5点(違反等あれば大幅減点))
 - ・直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
 - ・直近過去3年以内に実習実施者に責めのある失踪の有無
- ⑤ 相談・支援体制（45点）
 - ・母国語で相談できる相談員の確保
 - ・他の機関で実習継続が困難となった技能実習生の受入実績
 - ・実習先変更支援サイトへの受入れ可能人数の登録 等
- ⑥ 地域社会との共生（10点）
 - ・技能実習生に対する日本語学習の支援
 - ・地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供

優良な監理団体の要件

(満点 150点)

- ① 実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制(50点)
 - ・監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率
 - ・監理責任者以外の監査に関与する職員の講習受講歴 等
- ② 技能等の修得等に係る実績（40点）
 - ・過去3技能実習事業年度の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率 等
- ③ 法令違反・問題の発生状況(5点(違反等あれば大幅減点))
 - ・直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
- ④ 相談・支援体制（45点）
 - ・他の機関で実習が困難となった技能実習生の受入に協力する旨の登録を行っていること
 - ・他の機関で実習継続が困難となった技能実習生の受入実績
 - ・技能実習生の住環境の向上に向けた取組 等
- ⑤ 地域社会との共生（10点）
 - ・実習実施者に対する日本語学習への支援
 - ・実習実施者が行う地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供への支援

- 実習実施者数は、令和2年度時点で66,817機関と、平成27年からの5年間で約2倍に増加。建設業と製造業で7割以上を占める。
- 監理団体数は、令和4年11月時点で3,599団体と増加傾向にある。団体種別では中小企業団体が9割を占める。
- 監理団体のうち、複数の事業所を設けているものは151団体（全体の約5%）。

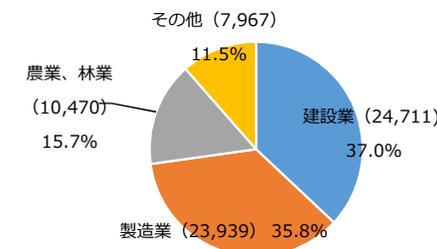
1 実習実施者の概要

① 実習実施者数

平成26年	平成27年	令和元年度	令和2年度
31,642	35,370	63,224	66,817

(出典) 出入国在留管理庁において業務上集計したもの（平成26、27年）
外国人技能実習機構「令和元年度における技能実習の状況について」「令和2年度における技能実習の状況について」

② 業種別実習実施者数（令和2年度）



(出典) 外国人技能実習機構「令和2年度における技能実習の状況について」

③ 都道府県別実習実施者数（令和2年度）



(出典) 外国人技能実習機構「令和2年度における技能実習の状況」

2 監理団体の概要

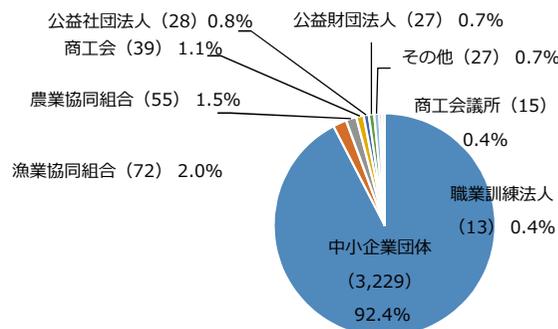
① 監理団体数

平成26年	平成27年
1,885	1,889

令和2年度	令和3年度	令和4年11月
3,276	3,505	3,599

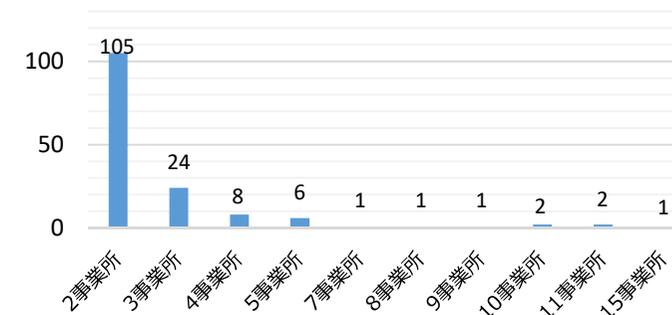
(出典) 出入国在留管理庁において業務上集計したもの（平成26、27年）
外国人技能実習機構「令和2年度業務統計」「令和3年度業務統計」
出入国在留管理庁ホームページ（令和4年11月）

② 団体種別内訳（令和3年度）



(出典) 出入国在留管理庁において業務上集計したもの

③ 複数の監理事業所数を有する監理団体の事業所数の内訳（令和2年度、暫定値）

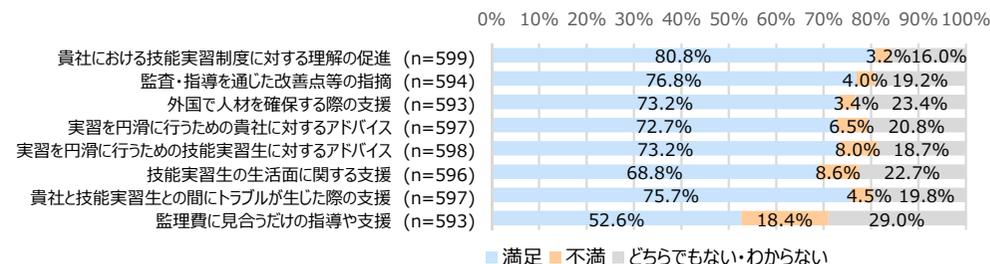


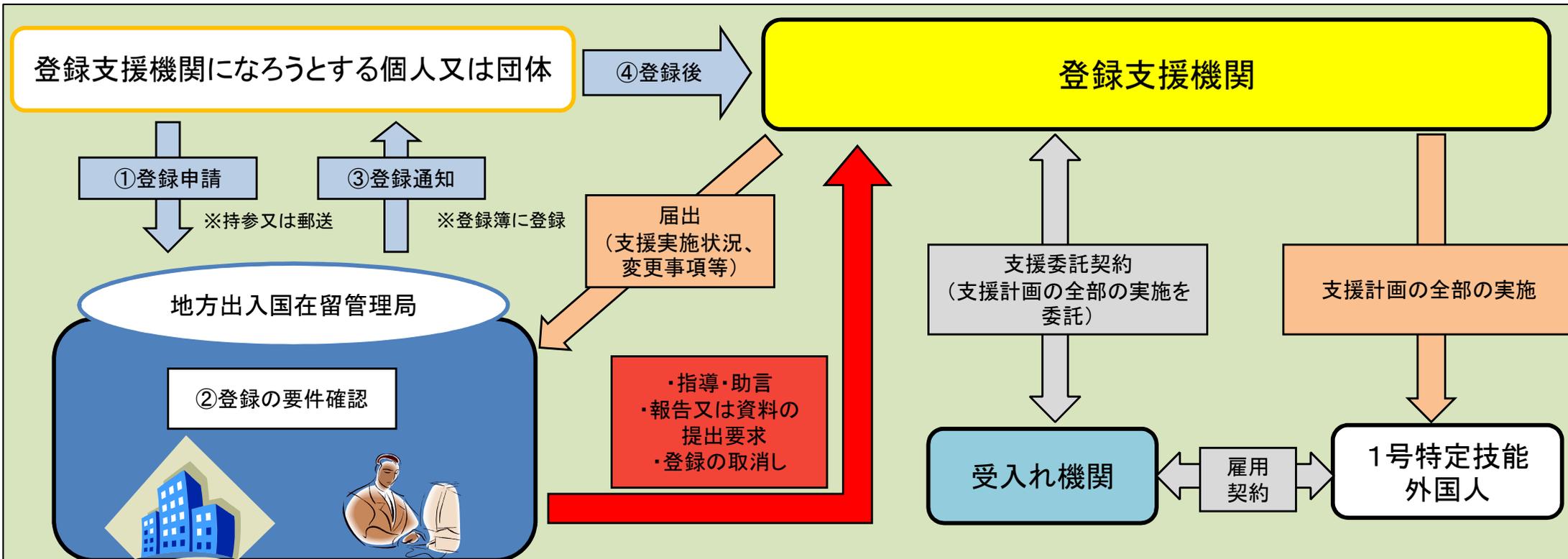
(出典) 外国人技能実習機構の保有データを基にして集計したもの

④ 監理団体による実習監理の満足度に関する実習実施者へのアンケート結果

○実習実施者に対して、監理団体による実習監理の満足度に関するアンケートを実施したところ、満足度の高い項目として、順に「技能実習制度に対する理解の促進」（80.8%）、「監査・指導を通じた改善点等の指摘」（76.8%）、「技能実習生との間にトラブルが生じた際の支援」（75.7%）が挙げられる。

(出典) 出入国在留管理庁「特定技能制度及び技能実習制度に関する意識調査（令和4年7月）」





登録支援機関とは

- 登録支援機関は、受入れ機関との支援委託契約により、支援計画に基づく支援の全部の実施を行う。
- 登録支援機関になるためには、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要がある。
- 登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載される。
- 登録の期間は5年間であり、更新が可能である。
- 登録には申請手数料が必要である。(新規登録2万8,400円、登録更新1万1,100円)
- 登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要がある。

〈法第19条の26、施行令第5条、施行規則第19条の20、第19条の21〉

■登録支援機関の登録拒否事由

※ 次に掲げる登録拒否事由に該当しなければ、法人のみならず個人であっても登録が認められます。

- ① 関係法律による刑罰に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ② 心身の故障により支援業務を適正に行うことができない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者等
- ③ 登録支援機関としての登録を取り消された日から5年を経過しない者（取り消された法人の役員であった者を含む）
- ④ 登録の申請の日前5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- ⑤ 暴力団員等暴力団排除の観点から定める事由に該当する者
- ⑥ 受入れ機関や技能実習制度における実習実施者等であった場合において、過去1年間に自らの責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させている者
- ⑦ 支援責任者及び支援担当者が選任されていない者（支援責任者と支援担当者との兼任は可）
- ⑧ 次のいずれにも該当しない者
 - ア 過去2年間に中長期在留者（就労資格のみ。）の受入れ又は管理を適正に行った実績がある者であること
 - イ 過去2年間に報酬を得る目的で業として本邦在留外国人に関する各種相談業務に従事した経験を有する者であること
 - ウ 支援責任者及び支援担当者が過去5年間に2年以上中長期在留者（就労資格のみ。）の生活相談業務に従事した一定の経験を有する者であること
 - エ ア～ウと同程度に支援業務を適正に実施することができる者であること
- ⑨ 外国人が十分理解できる言語による情報提供・相談等の支援を実施することができる体制を有していない者
- ⑩ 支援業務の実施状況に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備え置かない者
- ⑪ 支援責任者又は支援担当者が一定の前科がある等の欠格事由に該当する者
- ⑫ 支援に要する費用を、直接又は間接に外国人に負担させる者
- ⑬ 支援委託契約を締結するに当たり、受入れ機関に対し、支援に要する費用の額及び内訳を示さない者

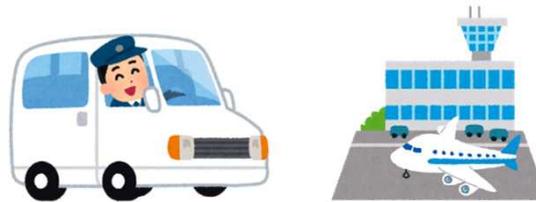
①事前ガイダンス

・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報

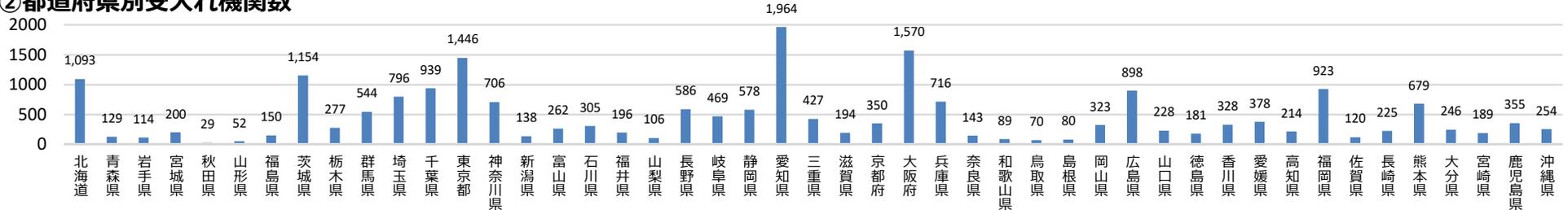


- 受入れ機関の数は、21,413機関（令和4年9月末時点）であり、都道府県別では、多い順に、愛知県、大阪府、東京都、茨城県、北海道となっている。
- 登録支援機関の数は、7,692機関（令和4年11月時点）であり、外国人からの相談・苦情対応等の様々な支援を行っている。

1 受入れ機関の概要

①受入れ機関数（注）**21,413機関**（暫定値）

②都道府県別受入れ機関数



（注）令和4年第3四半期（7～9月）における定期届出（受入れ・活動状況の届出）の受理件数を基に算出したもの。

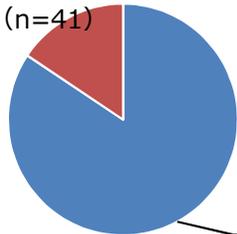
2 登録支援機関の概要

①登録支援機関の数 **7,692機関**（令和4年11月22日時点）（出典）出入国在留管理庁ホームページ

②登録支援機関を利用している受入れ機関の割合

登録支援機関の利用なし

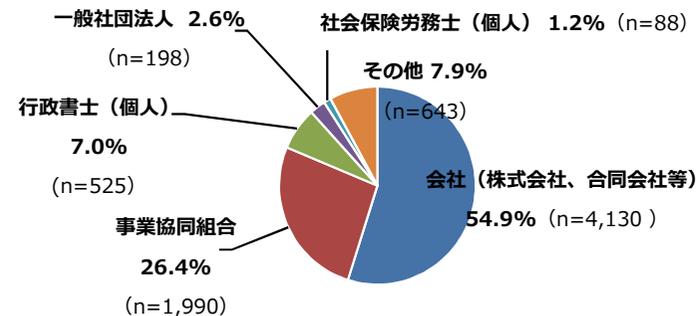
15.6% (n=41)



登録支援機関
の利用あり
84.4%
(n=221)

（出典）出入国在留管理庁「特定技能制度及び技能実習制度に関する意識調査」（令和4年7月）

③登録支援機関の類型（令和4年9月末現在、速報値）



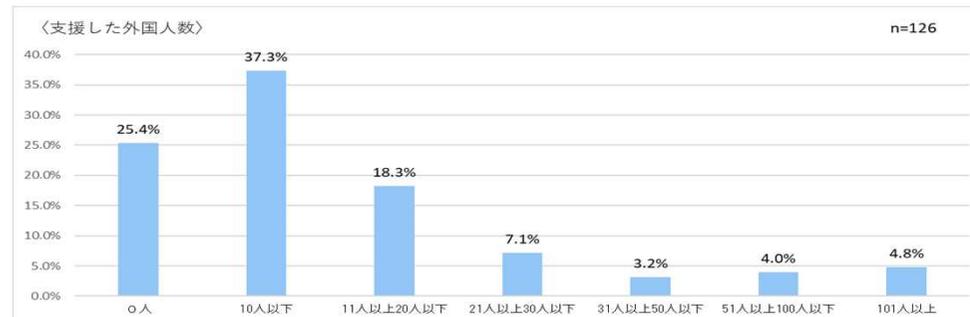
※ 個人の登録支援機関については、複数の類型に該当する者があるため、登録支援機関数とは一致しない。

（出典）出入国在留管理庁保有データ

④各登録支援機関が支援した外国人数

- 登録支援機関が過去1年間に支援した外国人数は、「10人以下」（37.3%）が最も多く、「11人以上20人以下」を含めると、これらで半数以上を占めている。
- 登録支援機関のうち、過去1年間に支援した外国人数が「0人」のものは、25.4%であった。

（出典）出入国在留管理庁「特定技能制度及び技能実習制度に関する意識調査」（令和4年7月）



特定技能制度及び技能実習制度に関する意識調査(概要)

1 調査概要

特定技能制度及び技能実習制度について、制度利用者に対し、利用目的、制度に対する意識や満足度を調査し、両制度の利用実態の把握を行ったもの。

2 調査方法

制度利用者(調査対象者)を無作為に抽出し、アンケート票を郵送し、回答後、返送する方法で実施した。(なお、技能実習生及び特定技能外国人については、所属機関経由で本人に配付し、返送は本人自身で行うものとした。)また、調査は、無記名としたほか、外国人向け調査票は多言語翻訳を行った。

3 調査実施期間

令和4年5月9日から同年6月3日まで

4 調査対象

	対象者	抽出数
技能実習制度	技能実習生	4,000 名
	実習実施者	1,000 機関
	監理団体	500 機関
特定技能制度	特定技能外国人	1,000 名
	特定技能所属機関	400 機関
	登録支援機関	200 機関

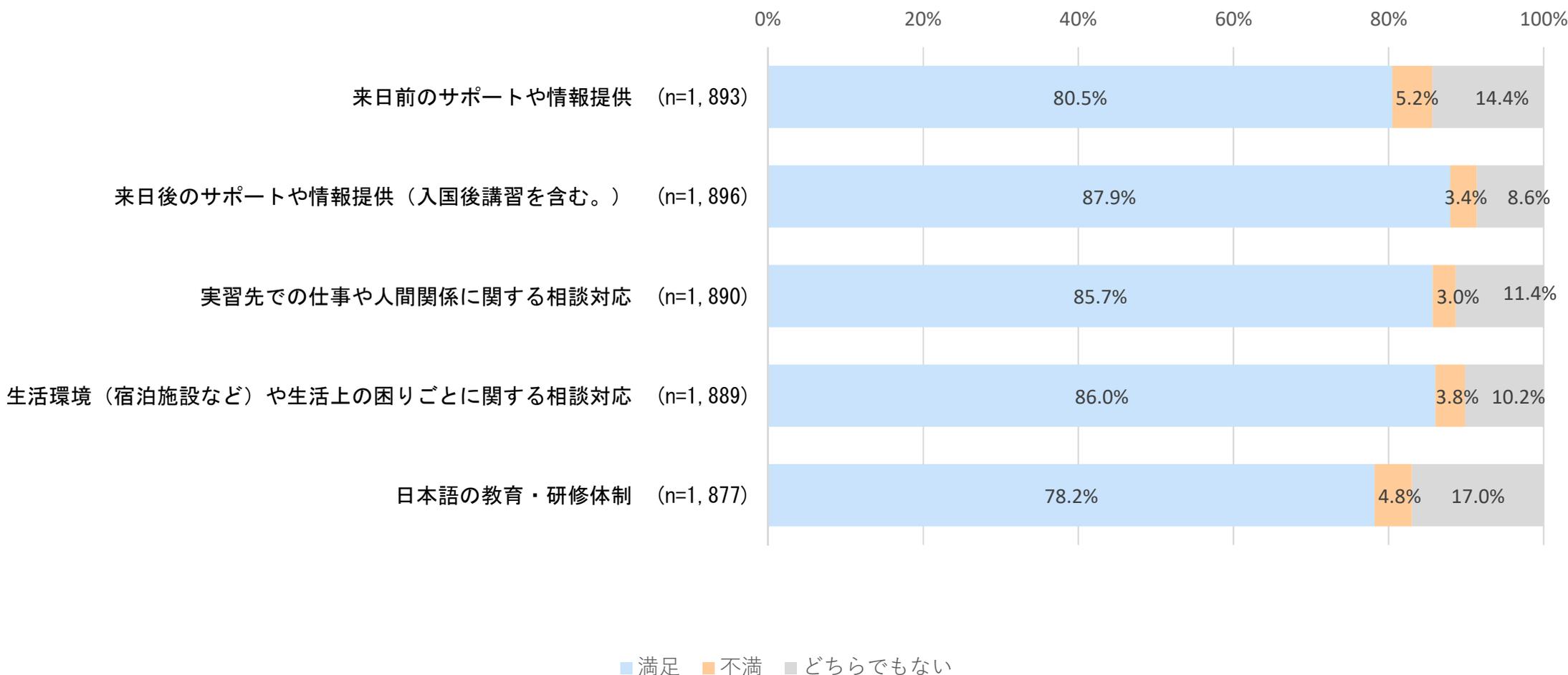
5 有効回答数

	対象者等	配付数	有効回答数	(回答率)
	全体	7,100	3,906	(55.0%)
技能実習制度	技能実習生	4,000	1,915	(47.9%)
	実習実施者	1,000	604	(60.4%)
	監理団体	500	378	(75.6%)
(内訳)	特定技能外国人	1,000	621	(62.1%)
特定技能制度	特定技能所属機関	400	262	(65.5%)
	登録支援機関	200	126	(63.0%)

(技能実習生向けアンケート)

(2) 関係者に対する意識について

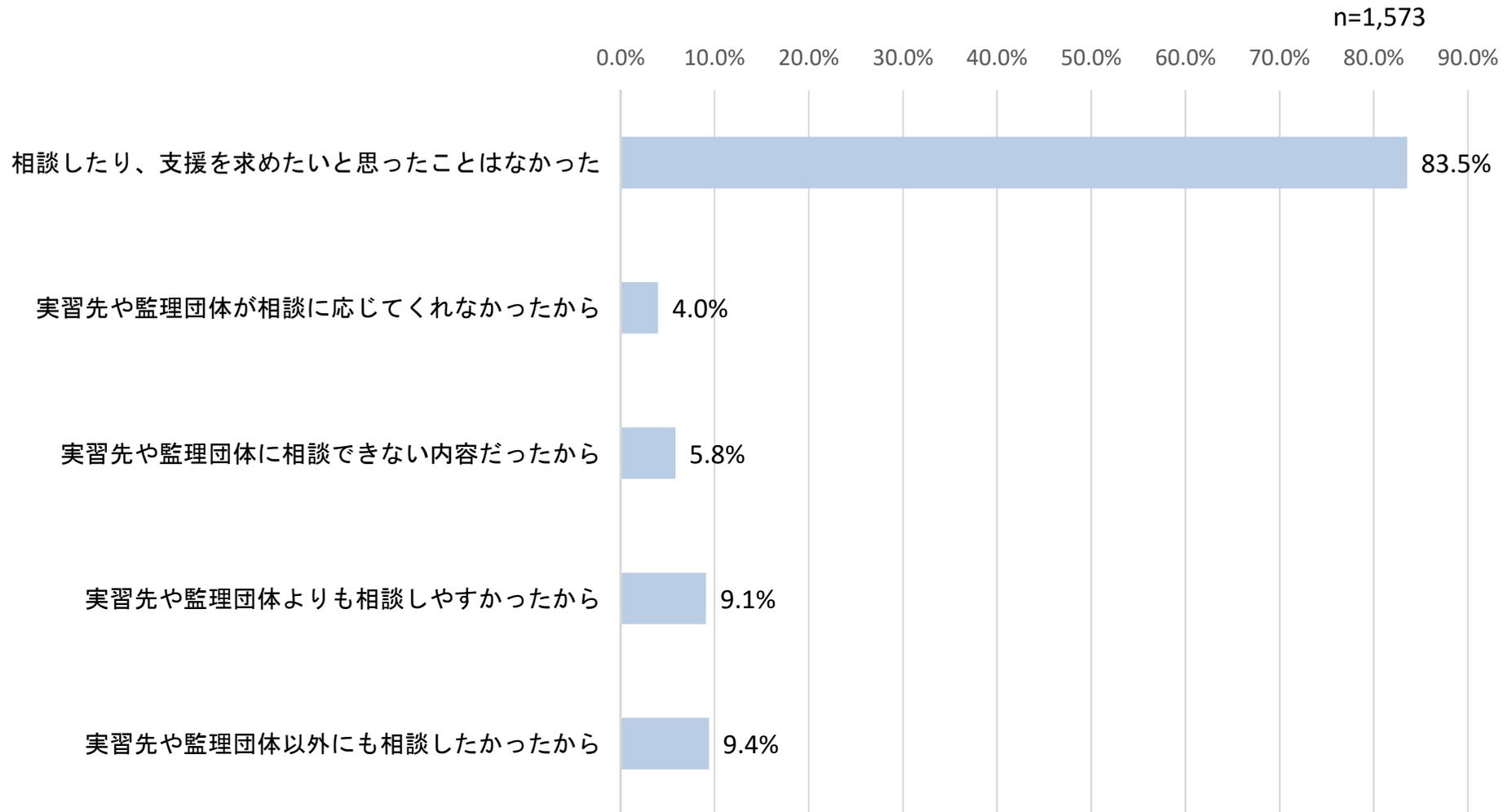
Q3 監理団体の満足度について、項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。



（技能実習生向けアンケート）

（3）技能実習制度に対する意識について

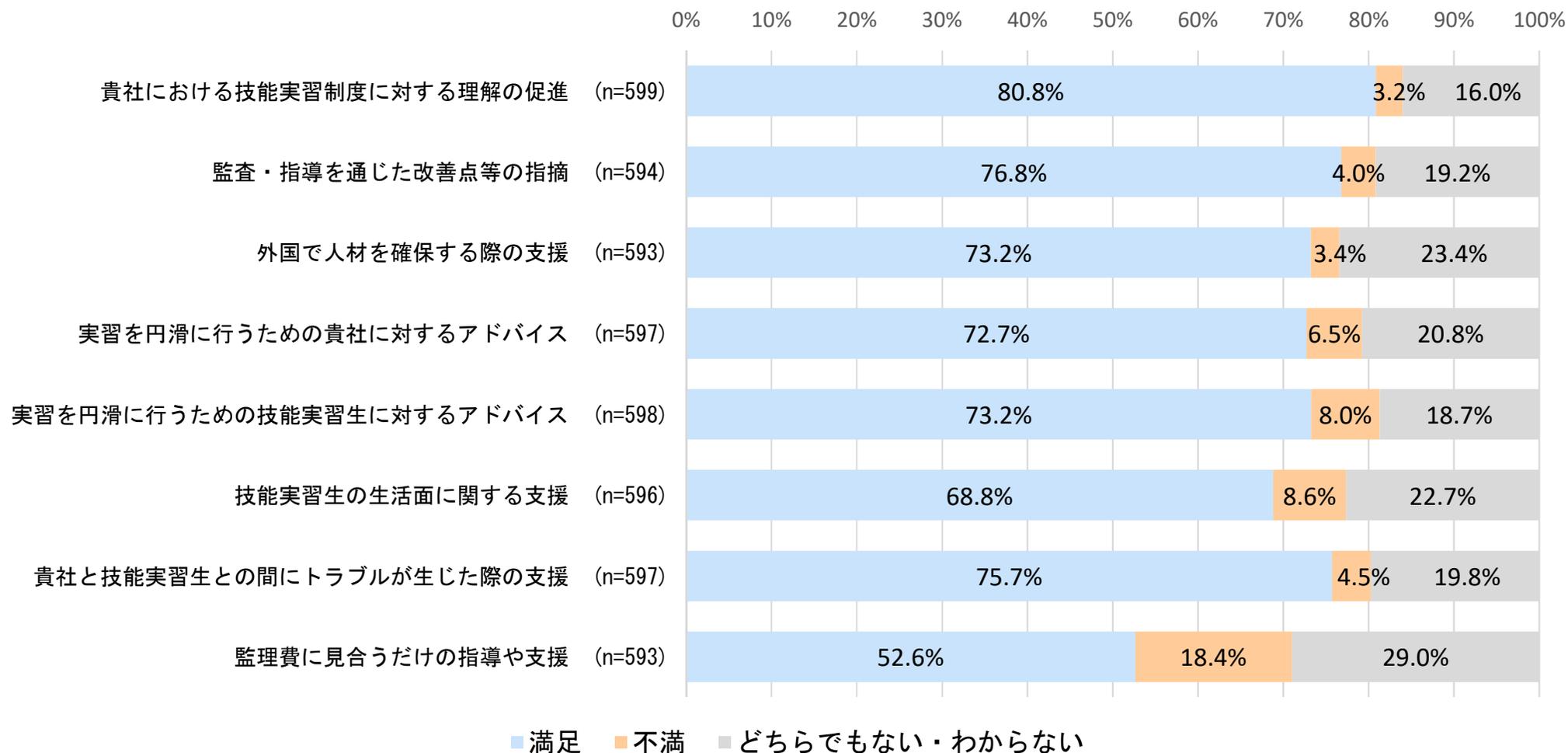
Q7 監理団体以外の第三者（外国人技能実習機構は除く、個人や団体）に相談したり、支援を求めたいと思ったことはありますか。ある場合、その理由は何ですか。当てはまるものを全て選んでください



（実習実施者向けアンケート）

（2）関係者に対する意識について

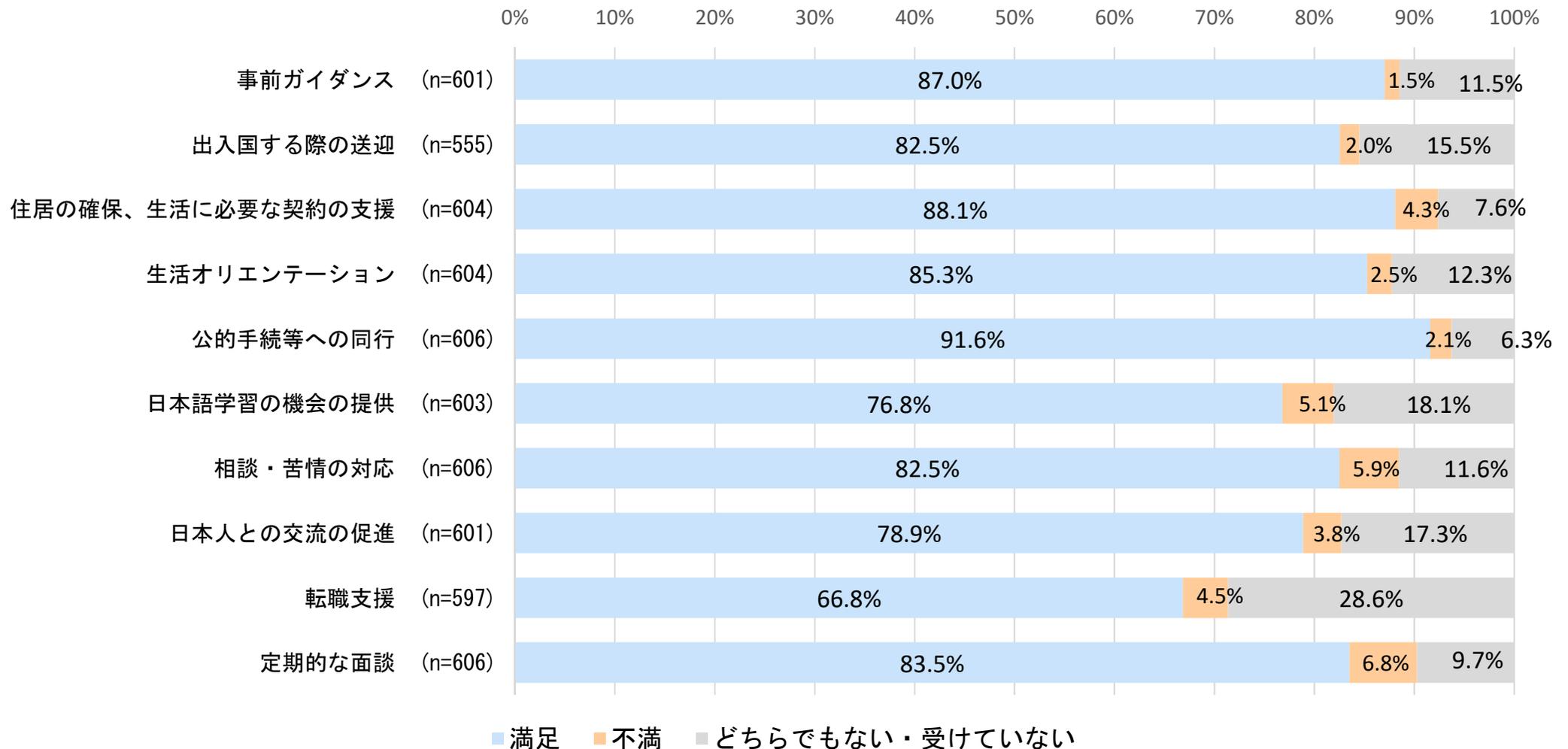
Q 4 監理団体による実習監理の満足度について、項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。なお、複数の監理団体の実習監理を受けている場合は当該複数の団体の全体的な満足度について回答してください。



（特定技能外国人向けアンケート）

（1）関係者に対する意識について

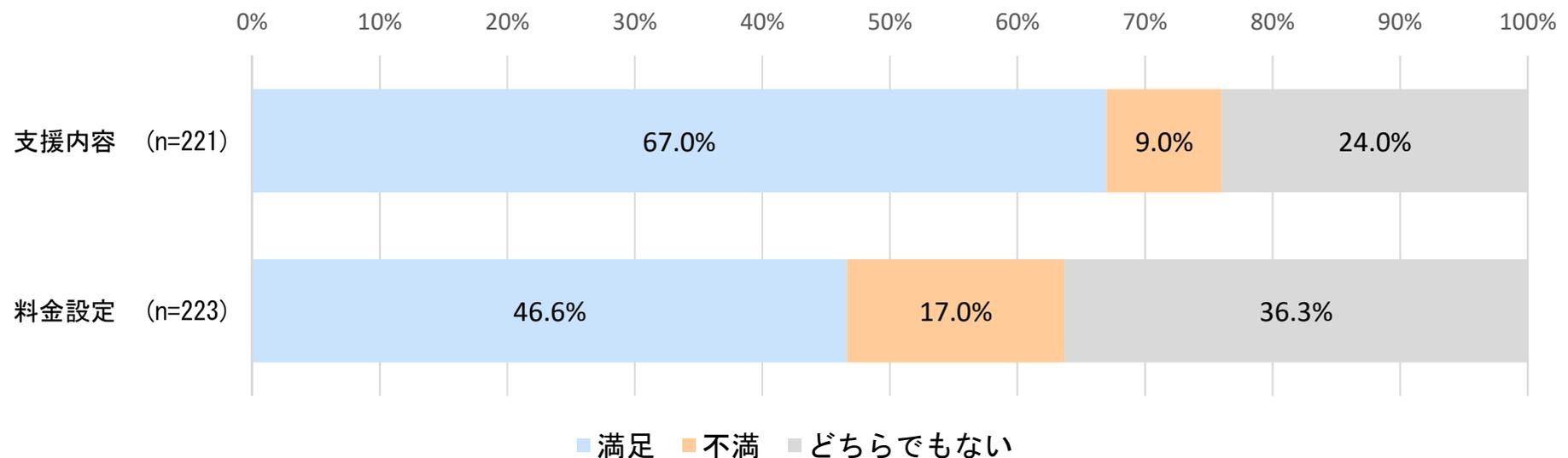
Q8 特定技能外国人として働くに当たり、あなたが受入れ機関や登録支援機関から受けた支援の満足度について、項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。



(特定技能所属機関向けアンケート)

(2) 関係者に対する意識について

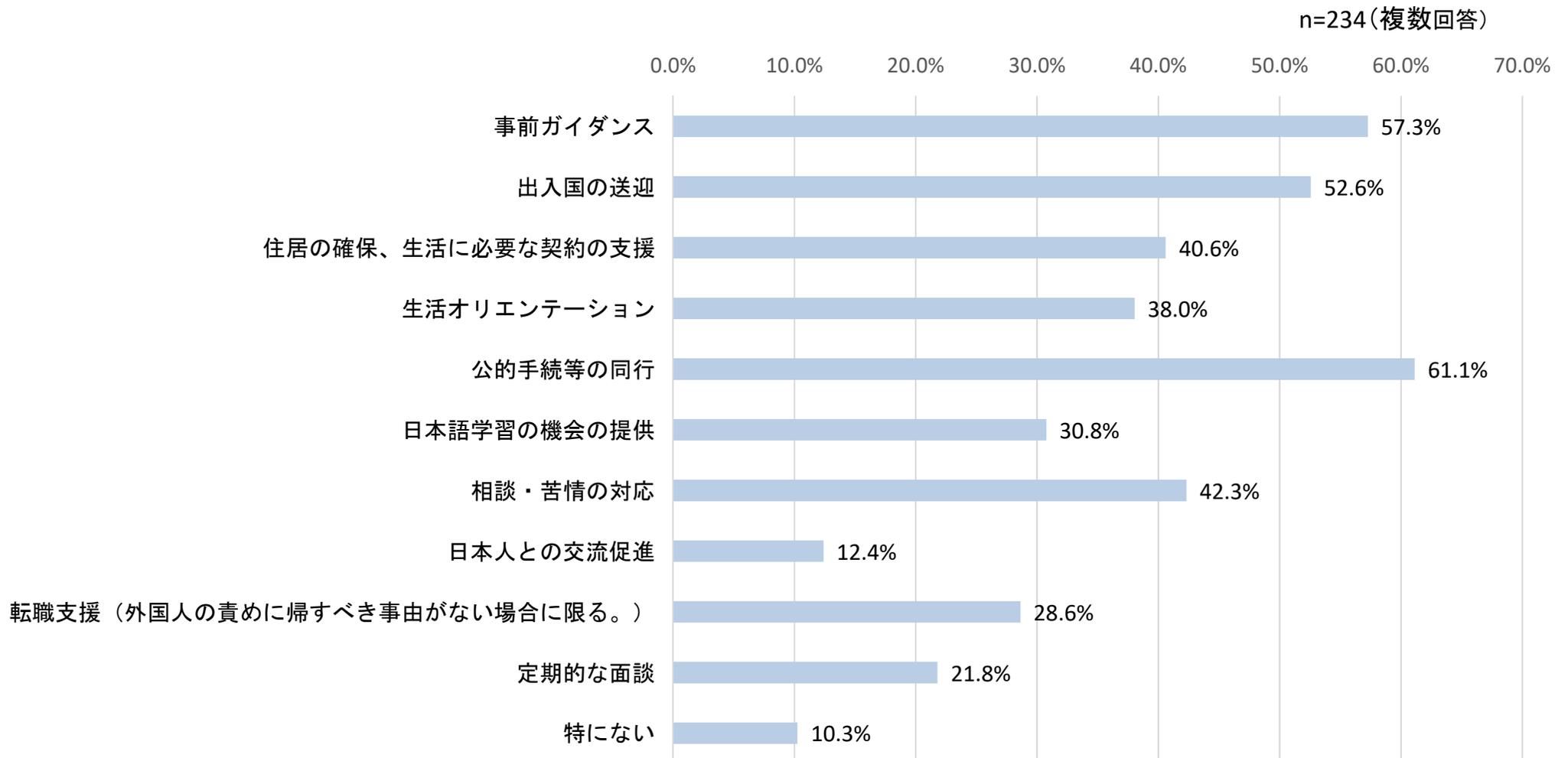
Q3 登録支援機関を利用している場合、登録支援機関による支援内容や委託費の料金設定に満足していますか。項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。
※登録支援機関を利用していない場合は回答不要です。



（特定技能所属機関向けアンケート）

（3）特定技能制度に対する意識について

Q9 各支援項目について外部委託せず自社限りで行う場合、大変だと思う（負担が大きいと感じる）ものはどれですか。当てはまるものを全て選んでください。

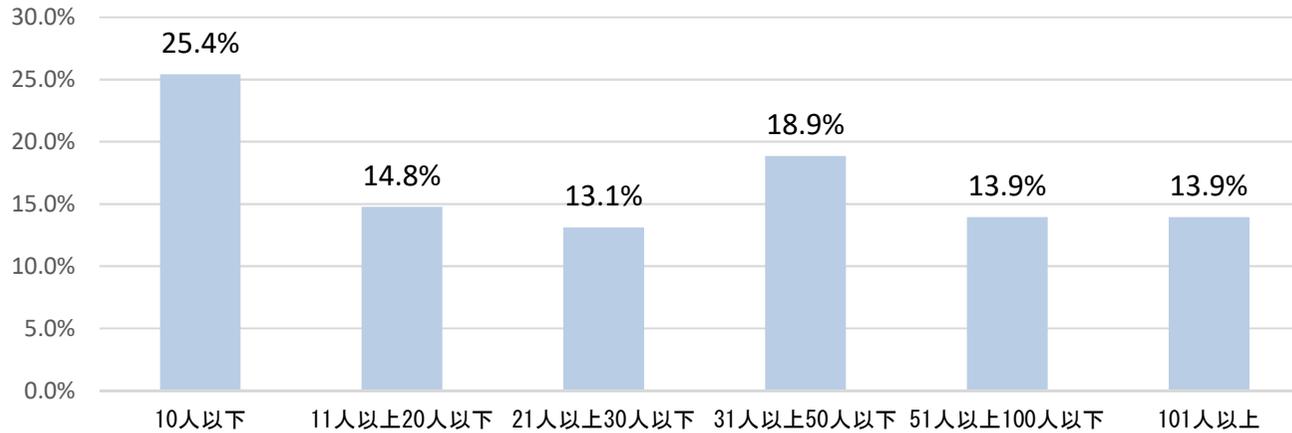


（登録支援機関向けアンケート）

（2）特定技能制度に対する意識について

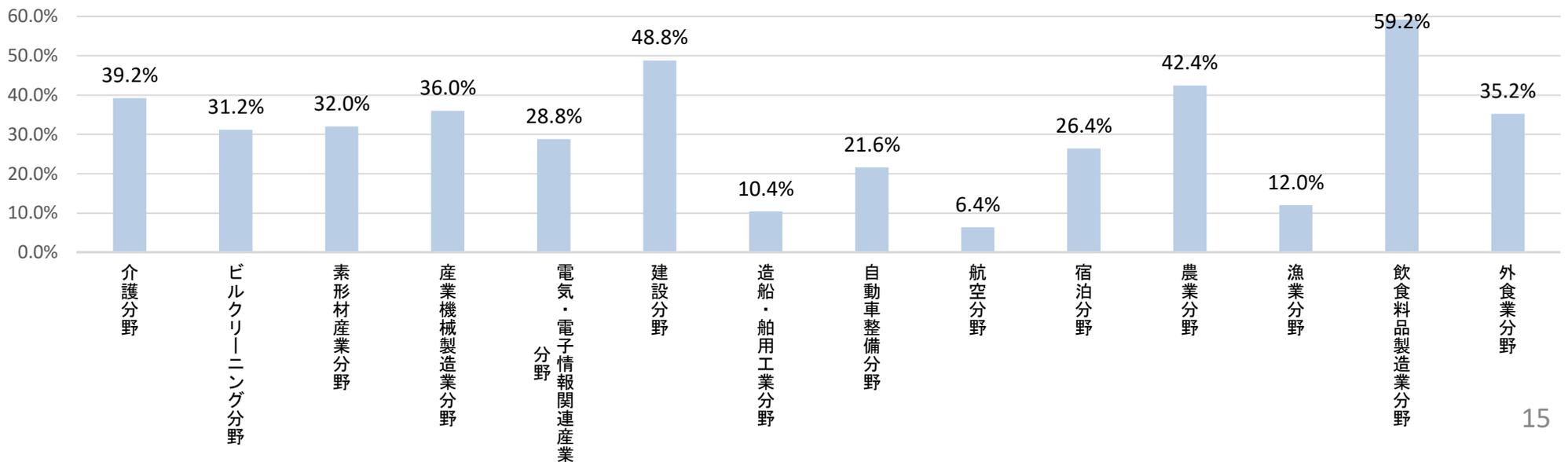
Q2 登録支援機関業務を行うことに関して支援可能な特定技能外国人の数について、当てはまるものを一つだけ選んでください。また、支援可能な分野について、当てはまるものを全て選んでください。

〈支援可能な特定技能外国人の数〉



n=122（単一回答）

〈支援可能な分野〉



n=125（複数回答）